

## 会 議 録

会議名 (審議会等名)	相模原市地球温暖化対策推進会議		
事務局 (担当課)	ゼロカーボン推進課 電話042-769-8240 (直通)		
開催日時	令和4年10月17日(月) 午後2時00分から4時00分		
開催場所	オンライン会議 (エコパークさがみはら 2階学習室)		
出席者	委員	12人 (別紙のとおり)	
	その他		
	事務局	7人 (脱炭素社会・資源循環推進担当部長、ゼロカーボン推進課長、他5人)	
公開の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/> 一部不可	傍聴者数	0人
公開不可・一部不可の場合は、その理由			
<u>議 題</u>	<p>1 開会</p> <p>2 議題 (1) 相模原市地球温暖化対策推進条例の改正について</p> <p>3 その他</p>		

## 議 事 の 要 旨

主な内容は次のとおり。

### 1 開会

定足数の確認の上、開会した。

### 2 議題

田中会長の進行により議事が進められた。

#### (1) 相模原市地球温暖化対策推進条例の改正について

相模原市地球温暖化対策推進条例の改正について、「資料1」、「資料2」を基に、その内容が事務局から説明された。

#### (藤倉委員)

第2条の「その他の地球温暖化対策」において、啓発を意図するとのことであるが、そうすると適応策は啓発がないことにならないか。ある場所が良くないのではないか。

#### (事務局)

法制部局に確認が必要であるが、ご意見を踏まえ、検討させていただく。

#### (田中委員)

第2条の「地球温暖化対策」の「及び」「並びに」の使い方を整理した方がいいのではないか。

#### (事務局)

法制部局と調整し、修正させていただく。

#### (甲斐田委員)

緑化について、約20年前に制定した開発に係る基準で対応しているとのことだが、脱炭素化の流れとなっていることから、新たな時代状況に応じた新たな基準を設けて積極的に取り組むべきではないか。

#### (事務局)

緑化については、「相模原市水とみどりの基本計画・生物多様性戦略」に基づき、将来にわたって地域の特性に応じた様々なみどりを保全するための取組を進めている。基準に対するご意見につきましては、開発事業基準条例所管課及び緑化事務所管課に伝え、また、具体的な取組については計画に示していく。

(井上委員)

川崎市では太陽光発電設備の設置について、義務化の検討をしている。罰則がなければ、義務規定として定めることができるのではないか。金銭的な措置を講じ、市としても積極的に取り組む姿勢を示したほうが良いのではないか。

(事務局)

川崎市で義務化について検討していることは承知している。罰則がないが義務規定を設けることはハウスメーカーとしてコストをかけて売り、それが個人の負担に転換していくとい面もある。対象とするハウスメーカー、世帯数規模などを議論しながら、そういった面を踏まえた方策を検討していく必要がある。

(田中会長)

相模原市ではまだ十分な知見が得られていない。価格が上がるのか、二酸化炭素排出量を削減するのか、合理的な説明ができるように市の実態・特性を踏まえて検討していく必要がある。

(長谷川委員)

市民で脱炭素に向けて努力していくにも、どのように取り組んでいけばいいかわからなく難しい。市として、分かりやすく市民に伝えていただきたい。太陽光発電設備の設置については、市内の小中学校の屋上を活用してはどうか。また、以前自治会館で太陽光パネルの設置を検討した例があったが、処分の方法がわからない、ということで進まなかった。

(事務局)

市民の方々としても、省エネ行動を取ってもらう、LEDに換えてもらう、ZEH住宅を選択してもらうなど様々な方法で取り組んでいただけますので、このようなことをより分かりやすく、積極的に伝えていきたいと考えている。学校への太陽光発電設備の設置については、同じ屋根の形状が多く、また、災害時や環境教育の活用を想定されることから、積極的に導入を進めていきたい。

また、太陽光発電設備を設置して15年後、20年後にこの設備はごみになり、廃棄の時に経費が掛かるのではないか、などの不安から様々な反対意見が出て、集会所や自治会館に導入できないということもお伺いしました。この辺りは、例えばPPAという、事業者の負担により初期投資が不要でランニングコストを負担することで太陽光パネルを設置する制度もあります。契約形態にもよりますが、契約が終わった際に事業者が設備を引き取るようにすることもできる制度もある。また、初期投資をして太陽光パネルを設置した場合は、廃棄のためのコストを積み上げておいて適正に廃棄をすると いったことを国としても求めているところですので、このような手段で対応していくことになる。

(木村委員)

先週、相模原消費者の会があった。その中で脱炭素を目指す中で個人が何をしたらいいか、という話になり、生活する上で電気を使わないわけにはいかないし、太陽光発電設備の設置にもお金がかかり難しい、という議論になった。最終的には、ごみを減らすことなどは当然継続しつつ、コンビニエンスストアの営業を終電後から朝の6、7時までは止めてしまえば電力消費が減り素晴らしいことになるのではないかという話になった。脱炭素に向けては、生活の見直しをする方が早いのではないかという結論になった。

(増田委員)

資料1の11番のところでISOやエコアクションを義務付けるとの意見に関連し、ISOはヨーロッパ標準であり輸出業者にとっては、取得はしかたがないものだと思っているが、商工会議所の会員の事業者と話していると、維持していくことができないっていうことで辞めたという話も聞いた。相模原市は中小企業も多いことから、難しいと感じている。エコアクションの場合は、環境省の制度でありお金のかかっていくものとは違うと思っており、この辺りは条例の11条第4項に3項目提案され、この中に含まれるものと捉えたので、良いのではないかと思う。

(田中会長)

私の方からコメントしますが、地球温暖化対策というのは、いわゆる緩和策と適応策ですが、第2章のところで、第1節は温暖化対策実行計画の規定で、緩和と適応の内容ですが、第2節から第8節くらいまでが緩和策の関係かと思います。そうすると、この温暖化対策の推進の中に定義はあるが、適応策の条項が出てこないためバランスが悪いと感じる。このため、もし作るとすれば、第8節の次に第9節を設け、ここに気候変動適応の条文を加えてもいいのではないか。

2点目ですが、例えば第1条の目的に「脱炭素社会を実現し、もって良好な環境を将来の世代に引き継ぐことを目的とする。」とあり、また、第2条の2においては、基本理念で、「2050年の脱炭素社会の実現に向け」としており、長期目標を条文上あの書いたことになるため、脱炭素社会の意味を定義しておいた方がいいのではないかと思う。

3点目は、資料1の6番の関係ですが、事務局は検討した結果現在の名称のままが良いとしておりますが、参考資料を見ますと、新しい時代、つまり政府が令和3年の10月にカーボンニュートラルの宣言をしました。それ以降に条例を改正している川崎は温暖化対策の推進、横浜は脱炭素社会の形成の推進に関する条例というゼロカーボンに関する条例も別途で作っている。また、さいたま市は、さいたま市

生活環境保全、名古屋市は市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例であり、基本的に条例の名称は変更してない。群馬県は新設、それから、滋賀県は地球温暖化対策条例を、CO<sub>2</sub>ネットゼロ社会づくりの推進に関する条例と、それから、岐阜県は地球温暖化防止及び気候変動適応基本条例となっている。大阪府や徳島県などいくつかの先進県では、条例名称の変更をし、新しい段階に入っていると打ち出している。現行条例でもいいかもしれませんが、市として新しいステージに入って、新しい体制のもとで、対策をもっと進めるといくことをPRする意味では、条例名称の改正というのは、ひとつのPR効果を持つと思う。よく緊急事態宣言をやっていると思うが、そういう効果である。市民が何をしたらいいかわからない、ということに対して、カーボンニュートラルいう時代に向かって取り組んでいくことをPRする意味でも、色んな思惑はあるかと思しますので、そういう効果あるということで、条例名称の変更をもう一度ご検討いただきたい。

(藤倉委員)

会長のご意見の中で、脱炭素社会の定義を作るというのは、あった方がいいと思う。それと合わせてあの適応が少ないのではないかというご指摘もあるが、それに関連して質問であるが、例えば、資料2の5ページの第2節の事業活動における脱炭素化の取組で、事業者における適応というのは、この第2節に入らないのか。要は脱炭素化というのは、緩和の方だけで、適応が第2節とか、第3節には入らないのか、という点も確認をしたい。また、脱炭素社会という定義をするのであれば、どのような意味かというのを、きちんと整理をしておいた方がいいのではないか。

(田中会長)

ご指摘については、事務局と事前にやり取りさせていただいたところである。藤倉委員ご指摘のように、旧条例の地球温暖化対策をそのまま踏襲するなら事業活動における取組に適応を入れるなど、各項目に適応を入れる必要がある。ここが脱炭素の話であれば、脱炭素だけの話で整理するという考え方もある。その代わり、適応という新しい節を設けて、事業活動や市民生活における適応をその中に整理すれば、緩和と適応についてバランスが取れた条文構成になるのではないかと考えられる。温暖化対策とした上で、個々の節ごとに適応の項も入れてくという整理と脱炭素で個々の節を整理した上で、最後にまとめて適応を全般的に述べるという整理の2つの選択肢が考えられる。脱炭素で個々の節を整理するというのが資料の事務局の案であるが、本日の委員のご意見を受け、もう一度、事務局で整理をしていただきたい。

(井上委員)

質問ではなくお願いであるが、森林は二酸化炭素が吸収源であるが、森林資源の利用の推進に当たっては、課題が多い。最近、ウッドショックというのがあり、これだけ山の多い日本だからと言っても、木は育っていても排出するのが難しく、お金もかかるが、最終的には、森林が唯一二酸化炭素を吸収してくれるという気持ちを持ってもらって、臨んでもらいたい。その森林の大切さを、訴えてもらいたい。

(田中会長)

実は森林は、きちんと整備されていることで、災害が少なくなって、土砂災害、保水力が高まるとか、あの森林の多面的機能もありますので、ぜひ、その気持ちと言いますか、機能を考えながら、条例の中に強力に書き込むんでいただきたいと思います。

(田中会長)

脱炭素社会なのか、脱炭素というキーワードなのか、それを定義をすることなのか、事務局として、こちら側の問題定義をもう1段考え、整理をしていただきたい。審議会としては、市に対して、回答しないといけない。その回答が追加資料でも配布させていただいた答申(案)で、これが市に対する回答ですから、私たちの意見、色々これまで申しまして、あの具体的に今条文上に整理していただいているということで、あの意識的にはそちらの方に反映されるが、形式的には市長に対して回答をするというのが、この答申書ということ。それで次回に改めてこの内容について、次に確認をしていただきます。本日、時間がありますので、一回内容説明をしていただいて、それで、またご意見があれば伺っておいて、次回に最終案を提供すると、そういう形でよろしいでしょうか。事務局の方で読み上げていただいても構いませんので、一旦、ご説明をお願いします。

相模原市地球温暖化対策推進条例の改正について、「追加資料」を基に、その内容が事務局から説明された。

(布施委員)

追加資料についてこの(8)のところで、事業所全てが対象になるのではないかと。それで行けば、ここは中小規模事業者だけ限定して良いのか。

(藤倉委員)

答申案の「基本的な考え方」の記載に浮いて、少し表現が弱いのではないかと。改正の目玉や意識などをもっと強く記載しても良いのではないかと。また、なぜ今改正

なのか、という部分を答申に示してもいいのではないか。

(甲斐田委員)

先ほども申し上げました。あれこれ20年前の開発基準条例に基づいて、進めるのではなくて、全体的にやはりあの踏み込みが弱いような印象を受けます。新たな基準を設けて、強力に進めてほしいと思います。

(田中会長)

答申案について、表現のところはご意見等を踏まえて、直しをしていきたい。また、脱炭素に向かって、気候変動対策が本当に重要な課題であり、そこに注力していく市の姿勢というものひとつとして、条例の名称を改正し、市民に広く訴えかけていくことも考えられるというような形で、あまり強制はしないけれども、そういうことも選択肢で考えてはどうかという審議会としての意見を盛り込んでどうか。市として受け取って、現行の条例名称のまま、内容の変更をしっかりとするという選択肢もあるし、内容も十分見直した上で条例名称を見直す、そういう選択肢もあるので、市として政策判断ができるような投げかけをしていきたい。また、骨子について、改正をする内容の箇所を中心に記載しているかと思うが、気候変動適応の施策を条例と位置けるといようなことをそれが設けると、強化される施策の取り組み、これは今まで例えばその温暖化対策計画の話だとか、事業者の温暖化対策と比較して強化されており、改めて正式に位置付けることになるで、これはこの改正骨子の中に盛り込んだ方がいいと思われる。

## 相模原市地球温暖化対策推進会議委員出欠席名簿

	氏 名	所 属 等	備 考	出欠席
1	田中 充	法政大学 名誉教授	会 長	出席
2	藤倉 まなみ	桜美林大学 リベラルアーツ学群 教授		出席
3	安藤 義和	神奈川中央交通東(株)相模原営業所 所長		欠席
4	前山 善憲	一般社団法人相模原市商店連合会 副理事長		出席
5	布施 昭愛	相模原商工会議所 理事 事務局長		出席
6	竹内 信義	東京電力パワーグリッド(株) 相模原支社 次長		出席
7	香川 健	東京ガスネットワーク(株) 神奈川西支店 支店長		出席
8	長谷川 兌	相模原市自治会連合会 理事		出席
9	木村 郁子	さがみはら消費者の会		出席
10	井上 義郎	さがみはら津久井森林組合 副組合長		出席
11	増田 和美	さがみはら地球温暖化対策協議会	副会長	出席
12	甲斐田 博高	公募委員		出席
13	田淵 透	公募委員		出席